

議会運営委員会会議記録（概要）

令和4年11月25日（金）

開 会（午後1時30分）

大石議長

本日は、令和4年第4回定例会の日程等、決算認定案件に対する討論・採決方法について協議をお願いします。

また、昨年同様、第4回定例会の開会前の午前9時から広聴広報委員会が主催する議場コンサートが行われますので、併せて報告します。

**【議 事】**

**（1）令和4年第4回定例会の日程について**

**① 市長提出議案の報告等**

中村副市長

議案件名表のとおり、議案第73号から議案第101号までの29件を提出します（※議案第73号から議案第101号までの議案の概要を説明）。

議案第90号については、市営住宅の家賃の滞納等に関する訴えを提起するため、議会の議決をお願いするものでございます。なお、本件につきましては、相手方の個人情報が含まれておりますので、御配慮いただきますようお願いいたします。執行部としましては、本会議や委員会において相手方の個人名を発言しない、また、ホームページに掲載する議案等に相手方の個人名や住所を記載しないといった対応を考えているところでございます。

また、追加議案については最終日に向け準備をしております。現在の

ところ、人事案件として教育委員会委員任命の1件、固定資産評価審査委員会委員選任の1件及び人権擁護委員の推薦の5件を考えております。

石本委員

議案第90号については個人情報に配慮するということだが、相手方は裁判を起こしているわけだから、普通に考えれば公になっている。過去にもこういう議案はあったのか。もしあったときには、そういう配慮をしてきたのか確認したい。もう1点、裁判だから公になっているわけだから、担当としてそことの整合性はどういうふうに検討しておっしゃったのか。

市川総務部長

訴えの提起は、過去にも事例がございますが、今、手元にはございませんので、過去の取扱いについてはお答えができません。

裁判では公になっていることとの整合性とのことですが、確かに公になりますので、そういう意味では議案としてはつまびらかに発表していただいております。一方で、ほかの人事案件等もそうなのですが、個人情報に属するものにつきましては、ネット上は略という表記をして公にしないような取扱いをしております。今回の案件につきましてもそのような取扱いをお願いしたいということでございます。

若干、訴えの提起とは別になりますが、過去の事例として、和解の際に議決を要する件につきましては、住所、氏名をマスキングしたような形で外には発表していただいたという事例がございます。

末吉委員長

後ほど、その他で個人情報保護については協議させていただきたいと

思っております。

**② 会期予定（案）等の説明**

※轟議会事務局参事が日程概要（案）と会期予定表（案）に基づき説明

**③ 一般質問者数の確認**

至誠自民クラブ	5人
公明党	3人
市民クラブ未来	5人
立憲民主党・無所属の会	3人
日本共産党所沢市議団	4人
自由民主党・無所属の会	3人

※以上、23人から通告があった。

**④ 一般質問順位の決定（抽選）**

休 憩（午後1時49分）

再 開（午後1時57分）

別紙のとおり決定した。

**⑤ 会期日程の決定**

末吉委員長

常任委員会の審査は9月定例会と同様に全員協議会室と議会会議室で開催し、開催の順番と場所については正副委員長連絡協議会で協議すること  
でよろしいか。（委員了承）

その他の会期予定は、案のとおりでよろしいか。（委員了承）

**⑥ 決算認定案件に対する討論・採決方法について**

(1) 討論通告者の報告

日本共産党・・・矢作議員

認定第1号、第5号、第6号、第7号に反対

自由民主党・無所属の会・・・石原議員

認定第1号に反対

市民クラブ未来・・・粕谷議員

認定第1号に賛成

石本委員

確認だが、以前、討論をするときは、単純に賛否が分かれたときはいいが、昨年予算は修正可決した経緯があるから、原案に賛成、修正部分に賛成とか、原案に反対、修正部分に賛成とか、そういうような確認を以前の議運でしなかったか。討論の順番を決めていくときに、そういうことはしていなかったか。

轟議会事務局

修正動議として修正案が提出された際に、討論の順番については、そのことを考慮しながら決定する必要がございます。

参事

石本委員

決算認定には関係ないということで、分かった。

(2) 討論順位の決定

矢作議員、石原議員、粕谷議員の順に決定した。

(3) 採決方法の確認

末吉委員長

委員会で多数で決したものは起立採決、その他のものは簡易採決でよろしいか。(委員了承)

⑦ 一般質問通告締切日時について

1 2月6日（火）議案調査日正午

末吉委員長

なお、一般質問の仮通告の締め切りが本日の午後5時となっているので、よろしく申し上げます。

⑧ 議員提出議案提出締切日時について

1 2月14日（水）委員長報告、討論、採決の前日の正午

⑨ 請願・陳情書受付締切日時について

1 1月28日（月）正午

(2) 議会運営に関する事項について

① 本会議の出席について

末吉委員長

本会議の出席については、定足数に留意しつつ、各会派において出席議員を調整すること、会派室において、議員はインターネット中継を視聴すること、議案の採決は、全議員で行うことによろしいか。（委員了承）

なお、各会派の出席議員は会派の構成人数の半数に1を加えた数、少数点以下切り捨てとなるようお願いします。

② 出席要求について

末吉委員長

出席要求については、1 2月定例会においても試行することとし、市長及び副市長は常に出席要求し、それ以外の理事者については9月定例会と同様とすることによろしいですか。（委員了承）

③ 一般質問のヒアリングの際の密回避について

末吉委員長

9月定例会と同様、議員と執行部と双方の協力のもと、一般質問のヒ

アリングの際には、ヒアリングに対応する担当者の数を少なくすることや、ヒアリングの順番を待つ際には、自席で待機し、前のヒアリングの終了後に次のヒアリングの担当者に連絡して、ヒアリングを始めるなど、会派控室の前やロビー等での待機による密な状況の回避及び人流の抑制に努めるようお願いします。

可能な限り委員会室、全員協議会室、議会会議室を開放しますので、人との距離が空けられるようヒアリングを実施する場所にも配慮をお願いします。

#### ④ 議員説明会について

末吉委員長

議員説明会については、スケジュール案では12月末に実施することとしています。12月22日、定例会閉会日の翌日ですが、この日にパブリックコメントのための最終案を確認するための議運を開くことと、議員説明会を開きたいと思いますが、よろしいですか。（委員了承）

開催時間は正副委員長に一任でよろしいですか。（委員了承）

午前中は議運、午後からは説明会の開催など、後ほど決めてご連絡いたします。

#### (3) 通年会期制の導入について

##### ・執行部からの回答について

末吉委員長

前回、公明党が持ち帰りとしていたので、御意見があればお願いします。

植竹委員

正副委員長案について前回、説明を受けて会派に持ち帰り、内容につ

いて協議をした。その上で、意見があったのでそれをここで伝え、その後の対応については委員長に諮ってもらえればと思う。1の対応についての冒頭、この案についてはこのとおりでいいのだが、付け加えてもらいたいのが、最後、協議を行うこととする。しかしながら、執行部が求める配慮を認識する必要がある、いわゆる、まだ認識の乖離があるので、認識する必要があると考え、改めて直接、意見交換をする旨を加えていただきたい。次に、下段の対応について、ここについては特段の対応はしないという表記だが、「一つの意見として承る」のほうがいいのではないかという意見があった。

3段落目の最後、「議員と市長以外の理事者との対等な討論が本当に可能であるのか疑問がある。以上の点から特段の対応はしない。」とあるが、そこに対しては、「しかしながら、議会の考え、目的など市民に伝えられていない状態であることから、議会として説明する必要があると考える。」ということをつけ加える必要があるのではないかという意見があった。

会議の種類について、「ケースバイケースとなる」とあるが「ケースバイケースとなるが、これまで同様の会議の開催に努めるものとする」ということを付け加えていただきたい。

2についても、「決定されるものである」とあるが、「決定されるものであるが、速やかな執行に努める」というようにしていただきたいという意見があった。

本会議の出席者を必要最小限とすることについてのところだが、「あくまで出席要求は議長の権限であり、議会基本条例で規定する必要最小限については今後議会において決定する」とあるが、この必要最小限についてはのところを、「必要最小限の範囲については」にしたほうがいいのではないか。

事前の議案説明及び会派ヒアリングのところ、なお開会前の議案説明会及び会派ヒアリングの実施ができるのであればとあるが、ここについては、「開会前の会派ヒアリング」に留めてもらいたい。議案説明会を省いてもらいたいということだ。理由については、本会議においても同じことをするのであれば、この時点でする必要はないのではないかと、意見としては除いてほしいということだ。以上が会派に持ち帰り協議した結果、このような意見となったので対応していただければと思う。

末吉委員長

御意見ありがとうございます。この執行部からの回答への対応は、特に執行部に回答していくというものではないので、議運として議会としてどのように対応していこうかという共通認識のために作っている案です。なので、少し今、初めて聞いた部分もありますので、またこれについて協議する場を設けるか、もしくは正副委員長の方で案を出させていただく形にするか、御意見をお願いします。

中村委員

前回、いずれにしても、申し上げるべきものは申し上げたので、その結果、出てきたものが正副委員長案だという認識なので、これから議論

するにしても、議論すべき内容のものを持ち合わせていないので、議論する機会は特段いらないと思う。

末吉委員長

正副委員長の方でお預かりさせていただくということによろしいですか。（委員了承）

・ 3月定例会の試行日程について

末吉委員長

3月定例会の試行日程案について、正副委員長案として案1-②、案2-②の2案をあらかじめ配信しています。以前配信したものからの変更点は、1点目として、議案質疑を2日間とし、それ以降の日程を1日繰下げていること、2点目として、小中学校卒業式の日を休会としていたところを会期日程の短縮のため、本会議を開くこととしています。

前回の議会運営委員会の協議において、9月定例会、12月定例会と同様に、先に議案の審議を終え、その後一般質問とする日程とすることについては、おおむねその方向性でよいといった感触がありましたので、変更案として配信したものは案1と案2のもののみとしています。

3月定例会の試行日程については、本日、日程の詳細までは難しいと思いますが、議会としてある程度の大まかな案をまとめたいと考えています。

ポイントとしては、1つ目として先行審議案件については、臨時会で対応していただくか、案2のとおり、先行審議案件を先に審議し、その後当初の議案を審議する流れとするのか。

2つ目として、議案の審議を終えた後に一般質問を行う日程とするか、

質疑及び一般質問とし、最終日に議案の採決を行うこととするのか。

以上の2点となります。これについて各会派のご意見はありますか。

植竹委員

先行審議分として行うのか、臨時会として行うのか、これは同じように見えるが、何が違うのか。

末吉委員長

臨時会を開いて閉会后、定例会を開くという形と、形としては定例会だが、先行審議案件を先に審議して採決するといった違いです。だから、提案としては、先行審議については先に審議をして採決をしまい、その後、来年度予算の審議に入っていくというのは、両方同じです。臨時会を開くかどうか、ということです。今のところは招集権が市長にありますので、その違いです。

中村委員

現在は議案の提出、招集については市長の専権事項であるので、こちら側としてはお願いをするしかないわけだが、当然、どうせ試行するならば、臨時会を開く形でのやり方をなるべくお願いをしていくという方向でまとめられるのが、試行のあり方としてはふさわしいと思う。

植竹委員

イメージとしては、15日に開会するのはあくまでも臨時会で、20日に一度閉会日を迎え、21日に当初の第1回定例会の開会を迎えるというイメージでよいのか。

末吉委員長

先ほど言った、質疑及び一般質問と市長提出議案の審議を終えた後に一般質問ということでいえば、もう、正副委員長案としては、採決を速やかに行って執行を早め、その後に一般質問、つまり、質疑及び一般質問という形ではなく、その後に一般質問という形がよいのではないかと

いう提案をしているものです。2点目はそういうことです。

もう1点は、はっきり言ってしまえば、先ほど、中村委員からも意見がありました。臨時会でやってほしいと思っていますが、その点については今後の調整になりますので、議運の中でその方向性について一致をしたいという意味で提案しているものです。今はそこをこちらが決められる段階に今はないということを含みつつ、臨時会でやって定例会という形ということで、全員の気持ちがまとまればと思います。

植竹委員

本来であれば2月15日は令和5年第1回定例会になっていたところ、ここはあくまでも臨時会を開催するに当たって、第1回定例会の開会は20日だということになるのか。15日が臨時会となれば、そこは第1回定例会にはならないわけだから。

末吉委員長

それは違います。要は、その前に臨時会をやってほしいというものです。2月15日自体が仮定なので、それ自体もこちらが決められる段階にはないので、今日はこれ以上、決めるということはありません。12月15日に市長と3月定例会の開会日の調整ができるよう、ある程度、議会としての考え方を固めたいと思っています。案①—②の方でどうでしょうかということ。できたら、議会の考え方としては、可能であれば臨時会をやっていただきたいということだけです。

植竹委員

あと、前回もちょっと話があったが、施政方針に対する一般質問のあり方については、これはまた別途協議するのか。当初予算に対する施政方針を聞き、採決した後に、施政方針に対する質問の在り方というのが

どうなのかというのがある。どこの場で、採決前の施政方針に対する質問ができるのかという、具体的な運用についてはこれから決めるのか。

末吉委員長

今日は日程案のみ示していますので、こういった方向性でよろしいですかという確認です。

矢作委員

今日は確定しないということだが、いつの議運で確定するのか。

末吉委員長

12月定例会中に、次の定例会の開会日が決まりますので、その調整ができるようにということです。結局、この3月定例会の試行日程についてもこの日に開会できるか分からないし、臨時会ができるかどうかということもこれからの調整になるのですが、調整するためには、やはり議会の意思が必要になるので、そこについてはこういうふうにやりたいのだということで、意見を聞いておきたいということです。

矢作委員

それで、今日、決めなくてもいいと先ほど言ったと思う。いつまでに意見をまとめてくればいいのか。

末吉委員長

先ほど言ったように、12月15日に市長と議長とで3月定例会の開会日の調整ができるように間に合わせたいと思っております。

中村委員

加えて申し上げるなら、施政方針で常にその他の案件ということで、前年度の補正予算について、基本的には市長が説明をされるが、一回、施政方針をする前に議会として閉じてしまうので、施政方針は単純に来年度予算に関する話という形になるというのは、イメージとしては、多分違うのだと思う。日程にもよるが、基本的には、やる順番というのは変わらないとは思っているのだが、いかがか。

末吉委員長

そこは変わらないと思います。

それでは、先ほども一般質問の内容であるとか、話していけば協議しなければいけないことは多々出てくるとは思いますが、一応、日程について、そういったことで意見をいただきたいと思えます。

今申し上げた2点、質疑及び一般質問ではなく、先に討論、採決、一般質問ということでよいのかというのが1点。可能なら臨時会、その後、定例会で来年度予算の審議という形でよいのかということが1点。この2点について、皆さん、この方向性で執行部と調整をしていくということとよいのかどうかということを決めたいと思っております。

植竹委員

休憩を取って確認をさせてもらいたい。

石本委員

そうすると、臨時会を開いた場合は、普通、1週間前に議運を開く。5日間ぐらいで臨時会がぱっと終わったとすると、定例会が始まるから、定例会が始まる1週間前からまた議運をやるというイメージになるということか。分かりやすく言うと、今までで言う先行審議案件と、本予算の議案書が配られるタイミングがちょっとずれるとか、その可能性はあるということか。その辺も認識を共有しておかないと、始まってみたら違ったよというようなことになる。

末吉委員長

今日決められないとなると、次の議運ということになりますが、次の議運は結構、質疑順位の決定なので割とぱっとやる議運になりますが、その辺までにまとめられますか。

石原委員

3月定例会の先行審議分を臨時会スタイルでやるというのは試行とし

ていいと思うが、その試行の中で通年会期制が始まってからだが、臨時  
会議の開き方として、実際に1週間前議運をやるのかというところを、  
その議論を含めて試行できるなら、スタイルとして含めて考えた方がよ  
いのではないかと思う。それはできるのか。

末吉委員長

できると思います。もっと言うと、執行部と調整するために、議運の  
意思を一つにしておきたいと先ほど申し上げましたが、実際、調整して  
みたらできないということもあるかもしれないし、その辺については、  
調整すれば絶対にできるということではないと思っています。

石原委員

もちろんそれは、始まっていないから、調整の結果はどうなるかは分  
からないが、1週間前議運ではなく午前中に議運を開催してもいいわけ  
だ。それを含めてお願いしたい。

末吉委員長

おっしゃるとおりです。

7日の午前9時30分からの質疑順位の議運はありますが、そこでは  
長い話は一切できないと思います。

一回ここをペンディングにして、まだ議題がありますので、後で持ち  
帰りの部分も含めて後ほど休憩を取ります。

#### ・専決処分事項について

末吉委員長

年度末の地方税法等の改正に伴う条例の一部改正については、地方自  
治法第180条の市長の専決処分事項に指定していただきたい旨、執行  
部からの回答において示されています。先日の執行部からの回答の対応  
の協議において、確認したとおり、通年会期制導入に係る例規整備に影

響する事項となることから、早急に協議を行います。

初めに、専決処分について、整理します。

通年会期制においては、いつにでも会議を開くことができるものと解されることから、地方自治法第179条の専決処分は想定されないこととされています。また、地方自治法第180条の専決処分事項の指定については、議会の議決又は決定すべき事項のうち、軽易な事項について、議会が議決により指定して委任することにより、地方公共団体の長において、議会に代わって処分をすることができることとされています。

地方自治法第180条の規定による指定を行うことができるものは、「議会の権限に属する軽易な事項」とされています。しかしながら、議会の権限である地方自治法第96条の議決事件に規定されている「条例を設け、改廃すること」を軽易な事項とすることについては、他の議会で指定されている事例もありますが、この際、協議が必要と考えます。

以上を踏まえて、このことについてご意見をいただきたいと考えています。

中村委員

基本的には専決処分にすることというのは望ましくないと思うが、年度末の地方税法の改正については、現実的には退職される方々もいらっしやったり、人事異動もあったりということもあるので、執行部からも今回、そこについては何とかならないかという話もあったので、考慮に値するのではないかと思う。文面の書き方については、いろいろな案があるのかもしれないが、基本的には前向きに考慮するということがよい

のではないかと思う。

植竹委員

同じ考えだ。現状、緊急事態における追加補正予算などについても付け加えられているところだと思うが、今回のこのような法案についても付け加えてもいいのではないかと考えている。

末吉委員長

それでは、パブリックコメント手続案を確定する議運までに、このことを条例案に入れ込まなくてはならないので、年度末の地方税法等の改正に伴う条例の一部改正については、前向きに入れていくということによろしいですか。

中村委員

第179条にするのか第180条にするかといった書きっぷりはつくってもらい必要がある。皆にも納得してもらわなければならない。

末吉委員長

また、確認をさせていただくようにします。

#### (4) その他

##### ・個人情報保護について

末吉委員長

先ほど、副市長から議案に係る個人情報の取扱いに配慮願いたい旨の要望がありました。市長から提出のあった議案書については、その写しを会議録の巻末資料として掲載しています。議案書に記載された個人情報については、過去には、特に配慮を必要とする場合として、氏名の記載ではなく「施設利用者」や「男子児童」と記載し、議案書の作成時において配慮した事例や閉会後に執行部の申入れにより、会議録の巻末資料に掲載する個人情報の部分にマスキングを行った事例がありました。

今後については、個人情報の保護の観点から、個人情報の記載のある

議案書を会議録の巻末資料として登載する場合については、執行部からの申入れの有無にかかわらず、議会としての正式な記録である会議録の原本を除き、次のとおり、個人情報の表示について取り扱うこととしたいと考えています。

1つ目として、人事案件についてです。

本人を特定するために記載された住所、氏名、生年月日については、氏名のみ表示し、住所、生年月日については、（略）と表示する。

2つ目として、訴訟等の案件についてです。

訴えの提起、和解の議案書に記載された相手方の住所、氏名については、いずれも（略）と表示することとし、個人情報の保護に配慮した運用にしたいと考えています。

また、傍聴者の閲覧用の議案書についても、同様の取扱いとしたいと考えています。ご意見等ありますか。

矢作委員

マスキングというのは黒塗りという意味か。

末吉委員長

そのとおりです。

矢作委員

分かった。

中村委員

基本的にそれは何か定めを持つというよりは、運用の形でやっていくという理解でよいか。

末吉委員長

そのとおりです。

中村委員

個人情報の関係というのは、日に日に扱い方への慎重さというのが時代時代というか、求められてきている部分があるし、実際にクレームを

いただいたり、問題が起きるときに一番困るのは議会事務局だし、議会運営委員会の正副委員長だと思うので、その辺については運用上の懸念を払拭するためにこういう提案があるのだと思うので、基本的にはそれを尊重して、運用としてやっていくのであれば、尊重するのがいいと思う。少し気になるのは、例えば、大規模な土地の取引などがあって、市が個人の土地を買われた場合があると、一定金額以上になると契約案件になってくる。そのときの住所とか、法人の場合はともかくとして、個人の場合はその人の資産がどれだけ増えたということを大っぴらに証明しているようなものなので、そういうときについても、運用上配慮ができるのであれば、対応していただきたいと思う。

末吉委員長

先ほど申し上げた以上の取扱いでよろしいですか。（委員了承）

植竹委員

その他でまず1点、12月定例会の試行日程の中で、一般質問に関するヒアリングを一般質問調査日の3日間で極力終わらせるよう努力していくことだが、仮通告制度を導入した際に、仮通告を本通告と勘違いする担当課が幾つかあって、そういったような認識の違いがあって、ヒアリングをしていると仮通告にもかかわらず、そこでもう締めようとする担当がいた。今回も、あくまでも調査日の3日目がヒアリングの締切ではないこと、あくまでも申し合わせが2日前の午後5時というのが残っている旨、しっかり伝えていただきたい。

もう1点、通年会期制とはまた違う話となるが、前回の一般質問の通告において、通告の項目の趣旨とは違う、かけ離れている質問等が見受

けられた。この通告の項目に沿った一般質問をすることをまた改めて委員長の方から徹底していただきたいというのが、意見だ。

佐野委員

一般質問については、前回、9月定例会のときに意見を言ってもいいと、それでもスルーされるのだというような認識だった。なので、私は12月定例会もどうなるのかと思って見ている。その辺の認識はどうか。意見を言ってもいいと、それでも流れるということだったと思う。

植竹委員

うちは全然違うことを言っていて、その辺を言っているのではなく、あくまでも、通告の中での項目が、例えば、簡単に言うと、赤色についてとっているのにもかかわらず、黒色の質問をしていたりだとか、全然違うことを項目の中にあたりしたので、そういったような通告の項目に沿った一般質問の徹底を、ここで委員長の方からしていただきたいということを言った。

末吉委員長

その点については、通告に沿った質問をしていただくということで、改めて確認をするということによろしいですか。（委員了承）

事務局にお聞きしますが、仮通告については、仮通告は本通告とは違うということによろしいですか。

轟議会事務局

そのとおりです。その旨を、改めて執行部にお伝えさせていただきます。

参事

末吉委員長

今おっしゃっていただきましたが、12月定例会においては、前回の議運の中でも申し上げましたが、一般質問のヒアリングについては、一般質問調査日の3日間で終わることができるよう試行してみたいと思っ

ています。それによって、ワークライフバランスと申しますか、残業を減らして、早めに職員の方の準備ができるということでやっていきたいと思っておりますが、申し合わせ事項について今、変えるということはしませんので、そこについては、皆様の御協力ということで、お願いしたいと思っております。早めに済ませておくということができれば、非常にそこについて、この間言われている負担であるとか、そういったことも軽減できていくと思っておりますので、よろしいですか。（委員了承）

ここで休憩を取りますので、先ほど持ち帰りについて、確認をいただきたいと思っております。

休 憩（午後2時45分）

再 開（午後2時55分）

植竹委員

委員長が示した案でよい。

矢作委員

うちも同じだ。

末吉委員長

3月定例会及び先行審議においてはこういうふうにやっていきたいということで、これから調整をしていきたいと思っております。

先ほど言いましたように、ヒアリングについてもそれでいいですね。

議案質疑の通告締切についても、一般質問通告締切と同じ日の正午ということでよろしいですか。（委員了承）

散 会（午後2時57分）